

白川町地域防災計画

(地震対策計画)

(素案)

令和8年〇月

白川町防災会議

白川町地域防災計画 地震対策計画 目 次

<u>第1章 総 則</u>	1
<u>第1節 計画の目的・性質等</u>	1
<u>第1項 計画の目的</u>	1
<u>第2項 計画の性質</u>	1
<u>第3項 計画の構成</u>	1
<u>第4項 想定する災害</u>	2
<u>第5項 地域防災計画の作成又は修正</u>	2
<u>第6項 計画の用語</u>	2
<u>第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</u>	4
<u>第1項 実施責任</u>	4
<u>第2項 処理すべき事務又は業務の大綱</u>	5
<u>第3項 住民等の基本的責務</u>	8
 <u>第2章 地震災害予防</u>	11
<u>第1節 総 則</u>	11
<u>第1項 防災協働社会の形成推進</u>	11
<u>第2項 震災に関する調査研究</u>	11
<u>第2節 防災思想・防災知識の普及</u>	13
<u>第3節 防災訓練</u>	15
<u>第4節 自主防災組織の育成と強化</u>	16
<u>第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u>	16
<u>第6節 広域的な応援体制の整備</u>	16
<u>第7節 緊急輸送網の整備</u>	17
<u>第8節 防災通信設備等の整備</u>	18
<u>第9節 火災予防対策</u>	18
<u>第10節 孤立地域防止対策</u>	18
<u>第11節 避難対策</u>	18
<u>第12節 必需物資の確保対策</u>	18
<u>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策</u>	18
<u>第14節 応急住宅対策</u>	19
<u>第15節 医療救護体制の整備</u>	19
<u>第16節 防疫予防対策</u>	20
<u>第17節 まちの不燃化・耐震化</u>	21
<u>第18節 地盤の液状化対策</u>	24
<u>第19節 災害危険区域の防災事業の推進</u>	25
<u>第20節 ライフライン施設対策</u>	28

<u>第21節 文教対策</u>	28
<u>第22節 行政機関の業務継続体制の整備</u>	28
<u>第23節 民間事業者等の防災の促進</u>	28
<u>第24節 防災施設等の整備</u>	29
<u>第25節 大規模停電対策</u>	29
<u>第3章 地震災害応急対策</u>	30
<u>第1節 活動体制</u>	30
<u>第1項 活動体制</u>	30
<u>第2項 災害対策本部の組織</u>	33
<u>第2節 災害対策要員の確保</u>	34
<u>第3節 ボランティア対策</u>	34
<u>第4節 自衛隊災害派遣要請</u>	34
<u>第5節 災害応援要請</u>	34
<u>第6節 交通応急対策</u>	34
<u>第7節 通信の確保</u>	34
<u>第8節 地震情報の受理・伝達</u>	35
<u>第9節 地震災害情報の収集・伝達</u>	36
<u>第10節 災害広報</u>	36
<u>第11節 消防・救急・救助活動</u>	36
<u>第12節 浸水対策</u>	37
<u>第13節 県防災ヘリコプターの活用</u>	38
<u>第14節 孤立地域対策</u>	38
<u>第15節 災害救助法の適用</u>	38
<u>第16節 避難対策</u>	38
<u>第17節 建築物・宅地の危険度判定</u>	39
<u>第18節 食料供給活動</u>	40
<u>第19節 給水活動</u>	40
<u>第20節 生活必需品供給活動</u>	40
<u>第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策</u>	40
<u>第22節 帰宅困難者対策</u>	40
<u>第23節 応急住宅対策</u>	40
<u>第24節 医療・救護活動</u>	41
<u>第25節 遺体の搜索・取扱い・埋葬</u>	41
<u>第26節 防疫・食品衛生活動</u>	41
<u>第27節 保健活動・精神保健</u>	41
<u>第28節 環境衛生・廃棄物処理</u>	41
<u>第29節 家庭動物等の救援</u>	41
<u>第30節 災害義援金品の募集配分</u>	42

<u>第31節 公共施設の応急対策</u>	42
<u>第32節 ライフライン施設の応急対策</u>	42
<u>第33節 文教災害対策</u>	42
<u>第34節 災害警備活動</u>	42
<u>第35節 大規模停電対策</u>	42
<u>第4章 東海地震に関する事前対策</u>	43
<u>第1節 総 則</u>	43
<u>第2節 活動体制</u>	45
<u>第3節 職員の動員体制</u>	46
<u>第4節 肇戒宣言・東海地震に関連する情報の伝達</u>	47
<u>第5節 広報対策</u>	48
<u>第6節 事前避難対策</u>	50
<u>第7節 消防・水防</u>	52
<u>第8節 交通対策</u>	53
<u>第9節 緊急輸送対策</u>	54
<u>第10節 物資等の確保対策</u>	55
<u>第11節 保健衛生対策</u>	56
<u>第12節 生活関連施設対策</u>	57
<u>第13節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置</u>	58
<u>第14節 公共施設対策</u>	59
<u>第15節 大規模な地震に係る防災訓練</u>	61
<u>第16節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</u>	62
<u>第5章 南海トラフ地震に関する対策</u>	65
<u>第1節 総 則</u>	65
<u>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u>	66
<u>第3節 関係者との連携協力の確保</u>	67
<u>第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</u>	68
<u>第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制</u>	71
<u>第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達</u>	72
<u>第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策</u>	74
<u>第1項 避難対策</u>	74
<u>第2項 関係機関のとるべき措置</u>	76
<u>第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策</u>	77
<u>第9節 防災訓練</u>	78
<u>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策</u>	79
<u>第6章 地震災害復旧</u>	81
<u>第1節 復旧・復興体制の整備</u>	81

<u>第2節 公共施設等災害復旧事業</u>	81
<u>第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除</u>	81
<u>第4節 被災者の生活確保</u>	81
<u>第5節 被災中小企業の振興</u>	81
<u>第6節 農林業関係者への融資</u>	82

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質等

第1項 計画の目的

白川町地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、白川町防災会議が町の地域にかかる関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く發揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 「地震対策計画」は、「白川町地域防災計画」の「地震対策計画」編として、東海地震、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震を始めとする海溝型地震や、平成7年(1995年)兵庫県南部地震、平成16年(2004年)新潟県中越地震、平成19年(2007年)新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めている。
- 2 「地震対策計画」は、地震災害に対し、町及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目(マニュアル)等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。
- 3 「地震対策計画」中、第4章「東海地震に関する事前対策」は大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条の規定に基づく地震防災強化計画とし、第5章「南海トラフ地震に関する対策」は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づく推進計画とする。
- 4 「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般対策計画」編の例による。

第3項 計画の構成

「地震対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、白川町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。

- 第1章 総則
- 第2章 地震災害予防
- 第3章 地震災害応急対策

- 第4章 東海地震に関する事前対策
- 第5章 南海トラフ地震に関する対策
- 第6章 地震災害復旧

第4項 想定する災害

岐阜県の調査によると、白川町では、阿寺断層系地震が発生した際、最大で震度6強の揺れが想定されている。

参考資料 1 白川町の地勢と災害の概要 1-5 地震災害の被害想定

第5項 地域防災計画の作成又は修正

白川町防災会議は、地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

また、計画を作成又は修正する場合は、岐阜県地域防災計画を参考とする。

第6項 計画の用語

「地震対策計画」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「町本部」とは、白川町災害対策本部をいう。
- (2) 「県本部」とは、岐阜県災害対策本部をいう。
- (3) 「県支部」とは、岐阜県災害対策本部の支部をいう。
- (4) 「町計画」とは、白川町地域防災計画をいう。
- (5) 「県計画」とは、岐阜県地域防災計画をいう。
- (6) 「町本部長」とは、白川町災害対策本部長をいう。
- (7) 「県本部長」とは、岐阜県災害対策本部長をいう。
- (8) 「県支部長」とは、岐阜県災害対策本部の支部長をいう。
- (9) 「災対法」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (10) 「自然災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、地滑り、洪水、がけ崩れ、土石流、高潮、火山噴火、豪雪、その他異常な自然現象（地震を除く。）をいう。
- (11) 「事故災害」とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大規模流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。
- (12) 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦、傷病者、外国人その他特に配慮を要する者をいい、「避難行動要支援者」とは、「要配慮者」の中でも特に災害時の避難等に支援を要する者をいう。

なお、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部設置の如何により、それぞれ次のとおり読みかえる。

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部	白川町（総務課）
町本部長	白川町長

災害対策本部設置時	災害対策本部不設置時（平常組織時）
町本部○○部○○班	白川町○○課○○係
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	白川町総務課
県本部	岐阜県（防災課）
県本部長	岐阜県知事
県本部○○部○○班	岐阜県○○部○○課
県現地災害対策本部	岐阜県（防災課）
県支部	可茂県事務所（振興防災課）
県支部長	可茂県事務所長
県支部○○班	可茂県事務所管内の県出先機関等

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施する。また、町その他の防災関係機関が実施する防災活動に協力する。

6 住民の責務

大規模地震災害発生の場合、関係機関の活動が遅延したり阻害されることが予想されるため、地域住民は、「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災組織等により積極的に防災活動を行うよう努める。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理する。

1 白川町

機関の名称	事務又は業務の大綱
白川町	<ol style="list-style-type: none"> 1 白川町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備 4 気象に関する予警報の伝達 5 被害の調査及び報告と情報の収集等 6 災害の防除と拡大の防止対策 7 救助、清掃、防疫等被災者の救助、保護 8 災害復旧資材の確保と物価の安定 9 被災産業に対する融資等の対策 10 被災者の生活確保 11 被災町営施設の応急対策 12 災害時における文教対策 13 災害対策要員の動員、雇上げ対策 14 災害時における交通、輸送の確保 15 被災施設の復旧対策 16 管内の関係団体が実施する災害対策等の調整 17 防災活動推進のための公共用地の有効活用 18 その他災害対策

2 岐阜県

機関の名称	事務又は業務の大綱
岐阜県	<ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜県防災会議に関する事務 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練 3 災害による被害の調査報告と情報の収集等 4 災害の防除と拡大の防止 5 救助、防疫等被災者の救助、保護 6 災害復旧資材の確保と物価の安定 7 被災産業に対する融資等の対策 8 被災県営施設の応急対策 9 災害時における文教対策 10 災害時における公安の維持 11 災害対策要員の動員、雇上げ 12 災害時における交通、輸送の確保 13 災害時における防災行政無線通信の防護と統制 14 被災施設の復旧 15 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、斡旋等 16 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
白川町消防団	1 災害の警戒、防ぎよ、救助 2 災害に対する広報 3 避難誘導

4 消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
可茂消防事務組合 消防本部	1 火災の予防、警戒及び防ぎよ活動 2 火災原因及び損害調査 3 危険物の規制及び危険物災害防止 4 防火査察、立入検査及び消防用設備の調査、指導 5 消防団及び自衛消防組織の訓練指導 6 救急及び救助業務 7 消防通信の整備、消防水利の点検 8 気象情報の収集

5 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東海農政局 岐阜農政事務所	1 災害時における主要食料の需給調整
岐阜地方気象台	1 地震情報の伝達 2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関する調査情報（臨時）の伝達 3 二次災害防止のための地震活動に関する情報、気象警報・注意報等、気象等に関する情報の適時・適切な提供 4 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報 5 防災訓練の実施及び関係機関との協力
中部地方整備局 (美濃加茂国道維持出張所)	1 道路施設等の管理 2 道路交通の確保及び道路施設の応急復旧 3 被災施設の調査及び復旧

6 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊 航空自衛隊 岐阜基地 小牧基地	1 防災関係資料の基礎的調査 2 災害派遣計画の作成 3 初動重視の災害派遣態勢の確立 4 部隊等の災害派遣の実施 5 防衛省の管理に属する物品の無償貸与又は譲与 6 関係機関との連絡調整

7 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
加茂警察署	1 治安、交通、犯罪の予防等の応急措置 2 災害広報並びに避難の指示及び誘導 3 被災者の救出、救護 4 警察通信の運用

8 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵政株式会社 美濃加茂支店	1 災害時における郵政業務の確保及び非常取扱い 2 郵便はがき等の無償交付、小包郵便物の料金免除等の優遇措置
N T T 西日本 株式会社岐阜支店 及び 携帯電話事業者各社	1 電気通信施設の耐震化 2 電気通信施設の整備と防災管理 3 電気通信の確保 4 災害時における緊急通話の取扱い 5 電気通信施設の災害復旧
日本赤十字社 岐阜県支部 白川町分区	1 医療、助産その他の救助 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集、配分
中部電力パワーグリッド 株式会社加茂営業所	1 電力施設の耐震化 2 電力供給の確保 3 電力緊急融通措置 4 電力施設の災害復旧
中部電力株式会社 岐阜水力センター	1 ダム・水力発電設備の整備と防災管理
東海旅客鉄道株式会社	1 災害時における輸送の確保 2 災害対策用物資の緊急輸送 3 鉄道電話による緊急通信の協力 4 旅客等に対する地震予知情報等の伝達 5 列車の運転規制に係る措置 6迂回輸送等、輸送に係る措置 7 列車の運行、旅客の待機状況等の広報

9 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
濃飛乗合自動車株式会社 美濃白川営業所 白川町コミュニティーバスセンター	1 安全輸送の確保 2 災害対策用物資及び人員の緊急輸送についての協力 3 被災地の交通の確保

10 医師会等

機関の名称	事務又は業務の大綱
加茂医師会	1 医療及び助産活動の協力
岐阜県薬剤師会	2 防疫その他保健衛生活動の協力
加茂歯科医師会	

11 医師会等

機関の名称	事務又は業務の大綱
めぐみの農業協同組合 白川町森林組合	1 町本部が行う農林関係の被害調査等応援対策への協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はその斡旋 4 農林業共同利用施設の災害応急対策及び復旧 5 飼料、肥料等の確保又は斡旋
岐阜県農業共済組合中農支所	1 町本部が行う農業関係の被害調査等応急対策の協力 2 被災農家等に対する共済

機関の名称	事務又は業務の大綱
可茂衛生施設利用組合	1 災害時のし尿処理 2 災害時の塵芥、不燃物の処理
病院等経営者	1 医療施設の不燃耐震化 2 避難施設の整備と避難の訓練 3 被災者の受入れ保護 4 災害時における負傷者等の医療、助産救助
白川町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資 2 義援金品の配分 3 県社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力 4 ボランティア活動の推進
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災者の受入れ保護 3 独居高齢者、高齢者のみの世帯の現状把握
白川町商工会	1 町本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力 3 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、斡旋
赤十字奉仕団 共同募金会	1 被災者の救助活動の協力 2 義援金品の募集、受付及び配分の協力

12 防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
金融機関	1 施設及び設備の不燃耐震化 2 業務運営の確保 3 非常金融措置の実施 4 災害復旧資金の融通
危険物、高圧ガス等取扱機関 給油所等ガソリン取扱機関	1 危険物、高圧ガス等、ガソリン等危険物の防災管理 2 災害時における石油類、LPガス等の供給確保

参考資料 2 防災関係機関に関する資料

第3項 住民等の基本的責務

1 住民の責務

「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、町、県等の防災活動に協力するなど、防災への寄与に努める。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

第2章 地震災害予防

第1節 総 則

第1項 防災協働社会の形成推進

「一般対策計画 第2章 第1節 第1項 防災協働社会の形成推進」を準用する。

第2項 震災に関する調査研究

【各課共通】

1 基本方針

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であり、地震予知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急対策について古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的かつ科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていくことが重要である。

地震災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行う。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには、一定の限界があることに留意する。

また、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を調査するための防災アセスメントを積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

2 対策

県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）」、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年2月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）」等の具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施している。本町に

おいても、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図る。

町は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努める。

第2節 防災思想・防災知識の普及

【各課共通】

1 方針

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄等、平時より地震災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要であるため、災害から命を守る住民運動を開き、住民の自助意識の高揚を図る。この住民運動の展開にあたっては、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、町は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データをわかりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

2 実施内容

「一般対策計画 第2章 第2節 防災思想・防災知識の普及」を準用する。

ただし、地震災害については、次の事項に努める。

(1) 防災訓練への積極的参加

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

(2) 「岐阜県地震防災の日」の設定

県では、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定め、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災の活動の一層の充実を図っている。

町においては、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。

また、住民、事業者は、地震災害に備え実施する安全確保に必要な対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努める。

(3) 「岐阜県防災点検の日」の設定

県では、濃尾大震災にちなみ毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定め、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施することとしている。

町においては、「岐阜県防災点検の日」にあたり、町の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。

また、住民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備える。

第3節 防災訓練

【各課共通】

1 方針

地震災害発生時において、本計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災週間、岐阜県地震防災の日等を通じ、平時から地域の災害リスクや、季節に応じた災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施し、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるように努める。

また、山間部や河川の沿岸など、地域の特性を考慮し、発生可能性が高い複合災害を想定した訓練の実施に努める。

2 実施内容

「一般対策計画 第2章 第3節 防災訓練」を準用する。

ただし、地震災害について、県と協力し、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。

訓練では、訓練の目的を具体的に設定した上で、内陸型大規模地震を想定した訓練、南海トラフ地震を想定した臨時情報対応訓練など、地震規模や被害の想定を明確にする。

また、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、シェイクアウト訓練及び、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、より実践的な内容となるように努める。

さらに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

その他、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

第4節 自主防災組織の育成と強化

「一般対策計画 第2章 第4節 自主防災組織の育成と強化」を準用する。

第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

「一般対策計画 第2章 第5節 ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化」を準用する。

第6節 広域的な応援体制の整備

「一般対策計画 第2章 第6節 広域的な応援体制の整備」を準用する。

第7節 緊急輸送網の整備

【総務課、建設環境課】

1 方針

大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

2 実施内容

「一般対策計画 第2章 第7節 緊急輸送網の整備」を準用する。

ただし、地震災害については、沿道建築物等の耐震化として、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

第8節 防災通信設備等の整備

「一般対策計画 第2章 第8節 防災通信設備等の整備」を準用する。

第9節 火災予防対策

「一般対策計画 第2章 第9節 火災予防対策」を準用する。

第10節 孤立地域防止対策

「一般対策計画 第2章 第14節 孤立地域防止対策」を準用する。

第11節 避難対策

「一般対策計画 第2章 第15節 避難対策」を準用する。

第12節 必需物資の確保対策

「一般対策計画 第2章 第16節 必需物資の確保対策」を準用する。

第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策

「一般対策計画 第2章 第17節 要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第14節 応急住宅対策

「一般対策計画 第2章 第18節 応急住宅対策」を準用する。

第15節 医療救護体制の整備

「一般対策計画 第2章 第19節 医療救護体制の整備」を準用する。

第16節 防疫予防対策

【総務課、建設環境課、保健福祉課】

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施内容

「一般対策計画 第2章 第20節 防疫予防対策」を準用する。

ただし、地震災害については、災害廃棄物処理体制等の確立として、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理の体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、町は、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

第17節 まちの不燃化・耐震化

【総務課、町民課、振興課、建設環境課、農林課】

1 方針

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊し、また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生した。

このため、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園の整備等による防災空間の確保を図ることが必要であり、災害廃棄物の発生を抑制する意味でも、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

2 実施内容

(1) 建築物の防災対策

ア 防災上重要な建築物の耐震性確保

県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく、県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「岐阜県耐震改修促進計画」という。）に基づき、計画的な耐震化を促進する。

町及び公共的施設管理者は、県有施設の耐震化に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

役場庁舎	→ 災害対策本部設置場所
指定緊急避難場所及び指定避難所	→ 「参考資料 9」に定める施設
ヘリポート	→ 「参考資料 8-1」に定める施設

イ 一般建築物の耐震性強化

a 耐震性に関する知識の普及

耐震工法、耐震補強等についての資料配付、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性の強化に関する知識の普及に努める。

b 耐震化についての啓発強化

町は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

c 建築士会等の協力

建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

d 広報の実施

学校、医療機関、スーパーマーケット等多数の住民が集合する建築物においては、落下物の防止を含む耐震性の確保について指導、広報を行う。

ウ 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める被災宅地危険度判定実施要綱及び被災宅地危険度判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平時から事前に準備しておくよう努める。

a 危険度判定活動の普及啓発

町は、検討協力し判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

b 震前判定計画、震前支援計画の作成

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ震前判定計画を作成する。

c 研修機会の拡充

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした判定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。

エ その他の安全対策

町及び施設管理者は、窓ガラス及び看板等の落下対策、ブロック塀（石塀を含む。）の倒壊防止対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずる。特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていく。

（2）建築物の不燃化の促進

町は、建築物が密集し、地震による火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域において建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

ア 既存建築物に対する改善指導

不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。また、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する防火基準適合表示制度による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造・防火区画・階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

（3）道路、河川施設等の防災対策

ア 道路・橋梁等の整備

各道路管理者は、地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。

a 災害に強い道路ネットワークの整備

大規模地震発生時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動の実施に必要な要員、物資等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルート確保が可能となるよう必要な道路整備を推進する。

b 道路橋等の耐震性の向上

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策を実施する。

c ライフライン共同収容施設の整備

地震災害発生時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るために、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

イ 河川等の整備

河川管理者及び町は、次のとおり、安全と利用の両面から河川施設の整備を推進する。

a 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

b 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。また、高水敷を利用した緊急河川敷通路の検討・整備を図る。

c 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路、ため池等の活用を図る。

d 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。

(4) 市街地の防災対策

ア 公園の整備

町は、公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所として防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

イ 住環境整備事業の推進

町は、市街地において、居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

ウ 空き家対策の推進

町は、大規模災害発時の空き家の倒壊による道路の閉塞などを防止するため、県等と連携して空き家の活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、大規模災害に備えた空き家対策を推進する。

第18節 地盤の液状化対策

【各課共通】

1 方針

岐阜県を震源とした地震はもとより、周辺県、さらに遠隔地で発生した地震においても、それが長周期地震動を伴い、揺れの時間が長いほど地盤の液状化現象の発生が考えられることから、県の被害想定等を踏まえて、適切な予防措置及び迅速な安全点検を講ずる。

2 実施内容

(1) 液状化危険度に関する意識啓発

町は、現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過等、把握をすすめ、一般住宅の液状化対策工法の周知等、より具体的な液状化危険度に関する啓発を行う。

特に、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について住民に周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

(2) 液状化危険度調査の見直し

町は、揺れの時間の長さを考慮した、精度の高い液状化危険度マップを作成し、平素から液状化危険度を把握するとともに、住民に対する危険度の周知に努める。

(3) 基幹交通網における耐震化の推進

町は、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

(4) 堤防の耐震対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化現象等による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、水害等の複合災害を防ぐため、堤防の点検及び液状化に備えた耐震対策等を適切かつ優先的に行う。

(5) ライフライン施設等の液状化対策

町は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止等、液状化が発生した場合でも施設等の被害防止する対策を実施する。

第19節 災害危険区域の防災事業の推進

【総務課、建設環境課、企画財政課、農林課】

1 方針

本町の約8割は山地であり、いたるところにがけ崩れ、山崩れの危険性をかかえている。大規模な地震が発生した場合、これらの被害により、一瞬にして多くの人命を失い、また広範囲に人命が危険にさらされるおそれがあり、防災事業の推進が必要である。

このため、町は、災害危険区域を把握し、関係機関及び地域住民に周知徹底とともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進及び指導を図る。

2 実施内容

(1) 土地利用の適正誘導

町は、地盤災害の予防対策として、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に、地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。

その他地盤災害の発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

(2) 宅地造成の規制誘導

町は、宅地造成及び特定盛土等規制法等によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準等、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(3) 土砂災害防止事業

町は、法令に基づき土砂災害警戒区域等、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図る。

ア 砂防

土石流発生による被害が大きいと予想される市街地周辺地区、溪流等を重点に、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施

イ 地すべり

地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、市街地周辺地区、下流地域への影響の大きい地区を重点に地すべりを助長、又は誘発する原因、機構及び規模に応

じ、対策工事を実施

ウ 急傾斜地

急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施

エ 総合的な土砂災害対策

土砂災害警戒区域、及び非常時の避難場所を記載したハザードマップを作成・配布するとともに、土砂災害警戒区域表示看板を設置し、地域住民に対し周知を実施

(4) 治山事業

国及び県は、山腹崩壊地及び危険地、荒廃渓流及び荒廃のきざしのある渓流等について、復旧治山事業及び予防治山事業の推進を図る。また、森林機能の低下している森林については、保安林整備事業等によって森林の造成を推進する。

町は、これら国及び県の実施する事業に協力する。

(5) ため池の整備（ダム）

町は、ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生のおそれのあるものについて、地震・豪雨耐性評価を実施し、防災重点ため池等緊急度の高いもの（黒川奥新田「大鳥3号池」）から順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図る。

また、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(6) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

町は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。

また、既存の土地造成地にあって、崩壊等の危険のある土止め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。

さらに土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は町の意見を聴いて、災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図る。町は、警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から地域住民の生命を守るよう努める。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、県は、土砂災害警戒区域に関する資料を提供し、この計画において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備等の推進が図られるよう支援する。

(7) 液状化対策

県は、被害想定により作成した地盤の地震動及び液状化判定図等を住民に提供するとともに、自然災害回避（アボイド）行政による情報の提供を図る。また、地震動を含め、建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

なお、地震動及び液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

町においては、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていく。

(8) 住宅移転事業

ア 防災のための集団移転促進事業

町は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適當と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努める。

イ がけ地近接危険住宅移転事業

町は、県建築基準条例で指定した「災害危険区域」及び同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努める。

第20節 ライフライン施設対策

「一般対策計画 第2章 第28節 ライフライン施設対策」を準用する。

第21節 文教対策

「一般対策計画 第2章 第29節 文教対策」を準用する。

第22節 行政機関の業務継続体制の整備

「一般対策計画 第2章 第30節 行政機関の業務継続体制の整備」を準用する。

ただし、地震災害については、耐震対策として、町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第23節 民間事業者等の防災の促進

「一般対策計画 第2章 第31節 民間事業者等の防災の促進」を準用する。

ただし、地震災害については、民間事業者等の取り組みとして、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第24節 防災施設等の整備

【各課共通】

1 方針

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

2 実施内容

(1) 地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）による地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、町は、これらの計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行う。

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画

ア 概要

- a 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画
- b 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県
- c 作成主体は、都道府県知事
- d 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等に関する事項

イ 経緯

第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から令和2年度、第6次計画は令和3年度から令和7年度

第25節 大規模停電対策

「一般対策計画 第2章 第38節 大規模停電対策」を準用する。

第3章 地震災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 活動体制

【各課共通】

1 災害対策本部

町長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、町長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したとき、災害対策本部を廃止する。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

白川町災害対策本部設置基準

- 1 町域に震度5強以上の地震が発生したとき。
- 2 町域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるときで町長が必要と認めたとき。

その他、下記事項については、「一般対策計画 第3章 第1節 第1項 1 災害対策本部」を準用する。

- ア 系統及び設置場所
- イ 現地災害対策本部
- ウ 支部の開設
- エ 命令権者
- オ 本部員会議

2 動員体制

(1) 動員体制

町域内で地震を観測したとき、又は地震による被害が発生したときの動員基準及びその人員は、次のとおりとする。

体制区分	基 準	通常勤務のとき	勤務時間外又は休日のとき	備 考
備 （備）	・岐阜気象台が岐阜県美濃東部において震度3を観測し、発表したとき	○総務課を主とした警戒体制をとる。	○本庁 宿日直と連携し、総務課で警戒体制をとる。	○各種情報の収集連絡を行い、状況により、関係機関と連絡をとり、災害対策にあたる。
警 （警）	・岐阜気象台が岐阜県美濃東部において震度4若しくは5弱を観測し、発表したとき	○総務課を主とした警戒体制をとる。 ○被害が確認された場合、災害対策実施要領に基づき調査班等の編成を行い、速やかに対策本部を設置できる体制をとる。	○本庁 宿日直と連携し、総務課で警戒体制をとる。 ○被害が確認された場合、災害対策実施要領に基づき調査班等の編成を行い、速やかに対策本部を設置できる体制をとる。	○災害警戒本部が設置される。若しくは災害対策本部が設置できる。
常 （第3常）	・岐阜気象台が岐阜県美濃東部において震度5強以上を観測し、発表したとき ・岐阜気象台の発表にかかわらず、町内で震度5強程度以上の地震を感じたとき	○白川町災害対策本部に関する規程による体制をとる。 ○町全域に被害が発生した場合の調査班等の編成は、災害対策実施要領による。	○本庁管内職員は、本庁へ、出張所管内の職員（本庁配備職員を除く。）は、各出張所へ出動 ○町全域に被害が発生した場合の調査班等の編成は災害対策実施要領による。	○災害対策本部が設置される。
動	・災害により救助を必要とする事態が発生したとき		○関係部・班	○災害対策本部が設置される。

備 （備）	1 災害対策実施要領は毎年度、別に定める。 2 災害の種類、状況その他により前記体制と異なる体制を指示することがある。 3 警戒体制の場合は、消防団長に連絡すること。消防団長の指示により各分団長に連絡し体制をとる。ただし、緊急の場合は、直接分団長に配備体制を連絡する。 4 警察官との連絡を密にし、相互の協調、情報の交換等万全を期すること。
----------	---

【動員基準に対応した措置】

体制	情報の収集・報告			措置内容
	震度3の場合			
	(1)動員体制に定める職員による被害調査の実施	被害なし →	通常業務 時間外の場合は報告後解散	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 必要に応じて関係機関等への通報 5 必要に応じて総務課長及び町長等への報告 6 初期災害応急対策 7 災害情報に関する広報
		被害あり →	警戒体制へ	
	震度4若しくは5弱の場合			
	(1)動員体制に定める職員による被害調査の実施	被害なし →	通常業務 〔時間外の場合は報告後解散〕	1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 関係機関等への通報 5 各課長及び町長等への報告 6 必要に応じて災害警戒本部又は災害対策本部の設置に応じること。 7 初期災害応急対策 8 災害情報に関する広報
		被害あり →	非常体制へ	
	震度5強以上の場合			全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施
	全職員が参集途上において被害調査を実施するとともに被害が町全域に及んだときは、「災害対策実施要領」に定める調査班を編成する。			

(2) 体制等の伝達

「一般対策計画 第3章 第1節 第1項 2 動員体制」を準用する。

(3) 職員の配備

「一般対策計画 第3章 第1節 第1項 2 動員体制」を準用する。

3 職員の動員

(1) 勤務時間外に震度3、4及び5弱の地震が発生した場合の初動体制

地震が発生した場合の動員は、原則として本章第1節第1項2(1)「動員体制」の動員基準に基づいて行う。

震度5弱までの初動体制は主に被害調査を行う。

(2) 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合の初動体制

勤務時間外において震度5強以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、全職員は自主的に参集する。

1	参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2	人命救助	職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集するが、出張所管内職員については、各出張所へ参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集出来ない職員は、最寄りの本町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6	緊急初動班の編制	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。※
7	緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| 1 被害状況調査 | 2 地震等情報調査 |
| 3 関係機関等への情報伝達 | 4 災害対策本部の設置 |
| 5 防災用資機材の調達・手配 | 6 広報車、防災行政無線等による住民への情報伝達 |
| 7 支援物資調達準備計画の策定 | 8 安全な避難場所への誘導 |
| 9 指定避難所の開設 | 10 広域応援要請の検討 |

第2項 災害対策本部の組織

「一般対策計画 第3章 第1節 第2項 災害対策本部の組織」を準用する。

第2節 災害対策要員の確保

「一般対策計画 第3章 第2節 災害対策要員の確保」を準用する。

第3節 ボランティア対策

「一般対策計画 第3章 第3節 ボランティア対策」を準用する。

第4節 自衛隊災害派遣要請

「一般対策計画 第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第5節 災害応援要請

「一般対策計画 第3章 第5節 災害応援要請」を準用する。

第6節 交通応急対策

「一般対策計画 第3章 第6節 交通応急対策」を準用する。

第7節 通信の確保

「一般対策計画 第3章 第7節 通信の確保」を準用する。

第8節 地震情報の受理・伝達

【各課共通】

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、地震情報を町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 実施内容

(1) 地震情報の発表

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報」（長周期地震動階級1以上を観測した場合）を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合等は「その他の情報」を発表・伝達する。

さらに場合に応じて、地震活動の状況等をお知らせする「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をする。

(2) 地震情報等の伝達体制

町は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の指示等の措置を行う。

伝達については、「一般対策計画 第3章 第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」を準用する。

(3) 緊急地震速報の発表、伝達

町（総務班）は、受信した緊急地震速報を地域衛星通信ネットワーク、町防災行政無線等により住民等への提供に努める。

町（総務班）は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第9節 地震災害情報の収集・伝達

「一般対策計画 第3章 第9節 災害情報等の収集・伝達」を準用する。

第10節 災害広報

「一般対策計画 第3章 第10節 災害広報」を準用する。

第11節 消防・救急・救助活動

「一般対策計画 第3章 第11節 消防・救急・救助活動」を準用する。

第12節 浸水対策

【総務課、建設環境課、消防団】

1 方針

大規模な地震が発生し、地震による外力や地盤の液状化により堤防の崩壊、水門、樋門、ダム、ため池等の決壊等が生じ、浸水のおそれがある場合又は浸水による被害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急措置を適切に実施し、氾濫水による被害の拡大防止に努める。

2 実施内容

(1) 水防情報の収集

ア 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者及び発電ダム、ため池等、河川に関する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

イ 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害が生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生のおそれ、また、洪水の発生等の可能性等に注意する。

(2) 水防活動

ア 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合は水防管理者は、水防体制をとる。

イ 水防計画

指定水防管理団体等及び県の応急措置、水防活動に関する計画は、それぞれが定める水防計画による。

(3) 応援要請

水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要があるときは他の水防管理者の応援を要請する。要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

第13節 県防災ヘリコプターの活用

「一般対策計画 第3章 第14節 県防災ヘリコプターの活用」を準用する。

第14節 孤立地域対策

「一般対策計画 第3章 第15節 孤立地域対策」を準用する。

第15節 災害救助法の適用

「一般対策計画 第3章 第16節 災害救助法の適用」を準用する。

第16節 避難対策

「一般対策計画 第3章 第17節 避難対策」を準用する。

第17節 建築物・宅地の危険度判定

【総務課、建設環境課、企画課】

1 方針

地震発生後、余震等による二次災害の防止と住民の安全確保を図るため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」（以下「協議会」という。）が定める判定要綱及び判定業務マニュアルに基づき、被災した建築物及び宅地の危険度判定を実施する。

2 実施内容

(1) 制度の概要

「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」が被災した建築物及び宅地の被害状況を調査し、余震等による二次被害に対する危険度の判定・表示等を行い住民へ情報提供する。

(2) 町の責務

町本部は、建築物及び宅地の被災状況に基づき危険度判定を要すると判断した場合、判定実施本部を設置し、判定活動に必要な措置を講じる。併せて、被災者等への周知、状況に応じて県への判定士派遣等の支援要請を行う。

第18節 食料供給活動

「一般対策計画 第3章 第18節 食料供給活動」を準用する。

第19節 給水活動

「一般対策計画 第3章 第19節 給水活動」を準用する。

第20節 生活必需品供給活動

「一般対策計画 第3章 第20節 生活必需品供給活動」を準用する。

第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策

「一般対策計画 第3章 第21節 要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第22節 帰宅困難者対策

「一般対策計画 第3章 第22節 帰宅困難者対策」を準用する。

第23節 応急住宅対策

「一般対策計画 第3章 第23節 応急住宅対策」を準用する。

第24節 医療・救護活動

「一般対策計画 第3章 第24節 医療・救護活動」を準用する。

第25節 遺体の搜索・取扱い・埋葬

「一般対策計画 第3章 第26節 遺体の搜索・取扱い・埋葬」を準用する。

第26節 防疫・食品衛生活動

「一般対策計画 第3章 第27節 防疫・食品衛生活動」を準用する。

第27節 保健活動・精神保健

「一般対策計画 第3章 第28節 保健活動・精神保健」を準用する。

第28節 環境衛生・廃棄物処理

「一般対策計画 第3章 第29節 環境衛生・廃棄物処理」を準用する。

第29節 家庭動物等の救援

「一般対策計画 第3章 第30節 家庭動物等の救援」を準用する。

第30節 災害義援金品の募集配分

「一般対策計画 第3章 第31節 災害義援金品の募集配分」を準用する。

第31節 公共施設の応急対策

「一般対策計画 第3章 第33節 公共施設の応急対策」を準用する。

第32節 ライフライン施設の応急対策

「一般対策計画 第3章 第34節 ライフライン施設の応急対策」を準用する。

第33節 文教災害対策

「一般対策計画 第3章 第35節 文教災害対策」を準用する。

第34節 災害警備活動

「一般対策計画 第3章 第36節 災害警備活動」を準用する。

第35節 大規模停電対策

「一般対策計画 第3章 第42節 大規模停電対策」を準用する。

第4章 東海地震に関する事前対策

第1節 総 則

【各課共通】

1 東海地震に関する事前対策の意義

東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急の対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意情報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図る。

なお、本町は「東海地震に関する事前対策」は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号、以下「大震法」という。）第6条の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」）に指定されていないが、町の地域においても、局地的に被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた際の社会的混乱の発生も懸念される。このため、事前対策について必要な事項を定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的とする。

2 東海地震に関する事前対策の性質

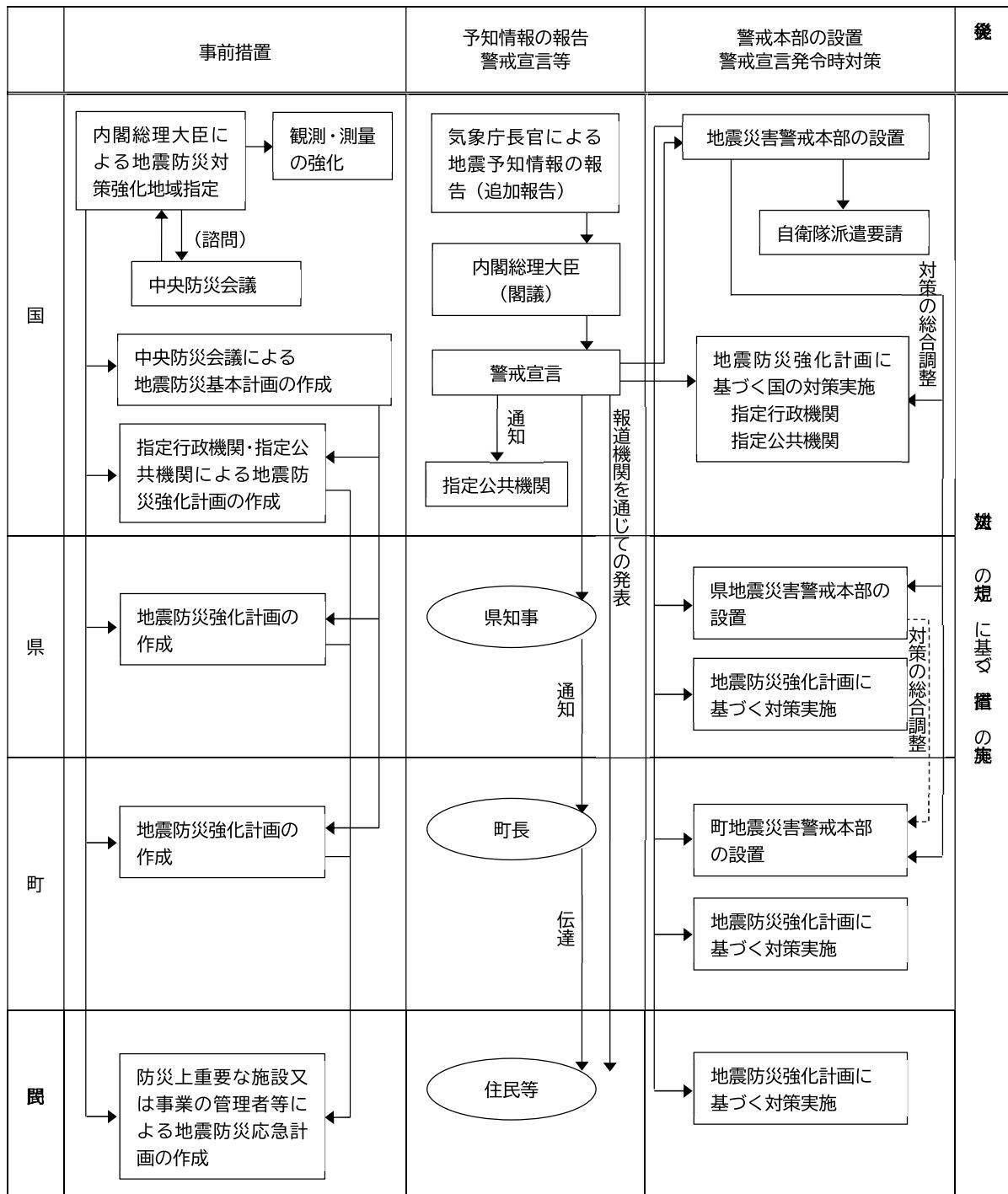
- (1) 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、町のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、「第3章 地震災害応急対策」に定めるところにより対処する。
- (3) 「東海地震に関する事前対策」には、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画についても合わせて記載する。
- (4) 町は、「東海地震に関する事前対策」に基づいてそれぞれ必要な具体的対策等を定めその実施に万全を期する。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「第1章 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

4 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は、次のとおりである。



5 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

町は、警戒宣言発令前において、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）に基づき政府が準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、警戒宣言時対策の円滑な実施のため、時間をする準備行動で、警戒宣言前から準備をしておくことが望ましい対策を実施する。

第2節 活動体制

【各課共通】

1 町本部

(1) 注意情報発表時

町長は、注意情報が発表された場合、警戒宣言前からの準備的行動が実施できる体制をとる。

(2) 警戒宣言発令時

町長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、災対法の規定に基づき、町災害対策本部を設置する。

(3) 警戒解除宣言発令時

町長は、警戒解除宣言が発せられた場合、町災害対策本部を廃止する。

2 地域住民の自主防災組織

(1) 注意情報発表時

地域住民の自主防災組織は、注意情報が発表された場合、注意情報発表の地域住民への周知や警戒宣言前から準備が必要な活動を実施する。

(2) 警戒宣言発令時

地域住民の自主防災組織は、警戒宣言が発せられた場合、組織的に情報の伝達、避難の実施等を行い、防災関係機関、施設等の実施する地震防災応急対策が、迅速かつ的確に実施できるよう協力し、一体的に行動する。

第3節 職員の動員体制

【各課共通】

1 方針

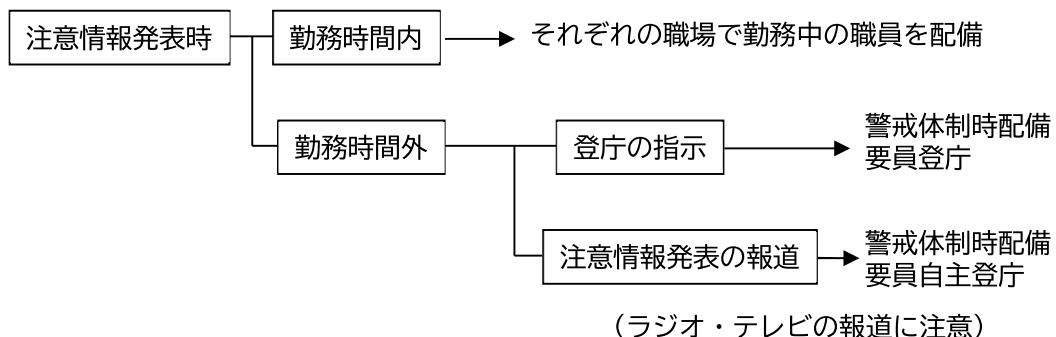
警戒宣言が発せられてから、当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまでは比較的短時間と考えられ、注意情報が発表された場合の準備期間の対策を迅速かつ的確に実施する上で必要な要員の動員が不可欠なものであり、町は職員の動員体制を定めておく。

2 実施内容

(1) 注意情報発表時

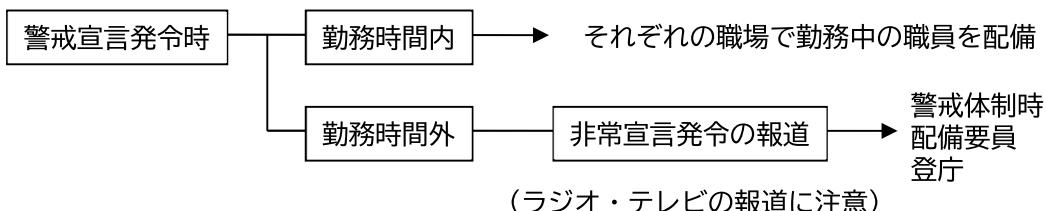
注意情報が発表された場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備し、災害警戒本部を設置するが、勤務時間外においては、「第3章 第1節 第1項 活動体制」で定める警戒配備第2体制をとり、非常配備につく者に対し、登庁準備を指示する。

なお、あらかじめ配備要員に指定された者は、注意情報発表の報道に接した場合は、登庁の指示を待つことなく自主的に登庁する。



(2) 警戒宣言時（予知情報時）

警戒宣言（予知情報）が発せられた場合、勤務時間内においては、それぞれの職場で勤務中の職員を配備するが、勤務時間外においては、(1)で登庁準備の指示を受けた者（警戒体制配備要員）は、ラジオ、テレビの報道に注意し、警戒宣言の発令（予知情報の発表）の報道に接した場合、直ちに登庁する。



第4節 警戒宣言・東海地震に関する情報の伝達

【各課共通】

1 方針

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町本部等は、正確かつ迅速な東海地震に関する情報等の伝達及び居住者等に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

2 実施内容

(1) 伝達する情報

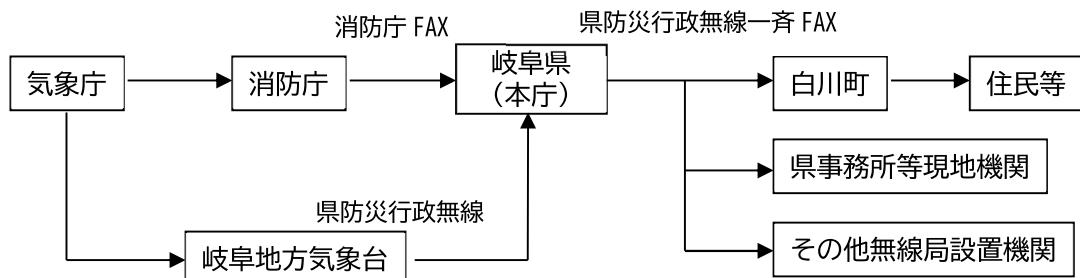
- ア 「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関する調査情報（臨時及び定例）」（以下「東海地震に関する情報」という。）
- イ 警戒宣言発令

(2) 地震予知情報等の伝達

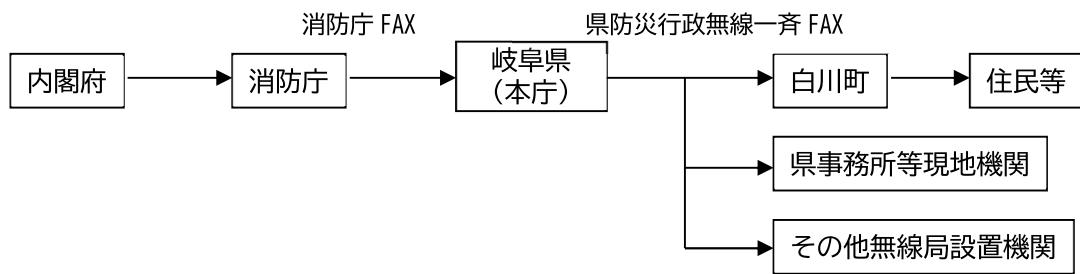
情報等の伝達経路は、次のとおりであるが、町は、東海地震に関する情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。なお、この場合、東海地震に関する情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。

町、防災関係機関、鉄道等関係事業者は、東海地震に関する情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

- ア 東海地震に関する情報



- イ 警戒宣言



第5節 広報対策

【総務課】

1 方針

東海地震に関連する情報等が発せられた場合、東海地震に関連する情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。

2 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 広報の内容

町は、住民等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、住民等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して広報する。

- 冷静な行動をとること。
- 不用な火気の始末をすること。
- 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。（知事から県民に対して冷静な行動をとるよう呼びかけがある。）
- 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。
- 自動車による移動を自粛すること。
- 安易な避難行動をしないこと。
- 食料品等の買出し等の外出は自粛すること。
- 電話の使用は自粛すること。
- その他住民が必要とすること。

イ 広報の手段

町、県、防災関係機関等は、ラジオ、テレビ（文字放送を含む。）等報道機関への情報提供、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、同報無線・有線放送、広報車、自主防災組織又は自衛消防組織等により広報を行う。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示、冊子又は外国語放送等の様々な広報手段を活用して行う。また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

ウ 問い合わせ窓口

町は、住民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

エ 報道機関との応援協力関係

町、県と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、あらかじめ報道協定を締結することとしており、そうした協定に基づき、必要な情報提供を行う。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

上記の広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、併せて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

第6節 事前避難対策

【各課共通】

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を確保するため、町は地域住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

2 実施内容

(1) 事前避難の実施

ア 町長は、状況を判断し、避難指示を行う。

イ 避難指示の内容

　a 避難対象地区

　b 避難先

　c 避難経路

　d 避難指示の理由

　e その他必要な事項

ウ 避難措置の周知等

町及び警察機関は、避難指示を発令した場合、速やかに関係機関に対して避難指示した旨を連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図る。

　a 避難対象地区の住民等への周知徹底

　町及び警察機関は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、広報等を通じて周知徹底を図る。

　b 県への報告等

　町は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、警察機関と相互に連絡をとる。

(2) 公共施設における措置

ア 町は、公共施設の管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

　a 地震予知情報等の伝達

　b 警戒宣言発令時対策実施状況の周知

　c 飲料水、食料、寝具等の供与

　d 公共施設の秩序保持

　e その他避難生活に必要な措置

イ 町は、避難者に対し、避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨を明示する。

(3) 事前避難体制の確立等

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

ア 避難体制の確立

避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図る。

イ 避難誘導等適切な対応

避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した要配慮者の避難について、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。また、外国人、出張者、旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

ウ 避難方法

避難対象地区の住民等が指定避難場所又は指定避難所まで避難するための方法については、徒步による。ただし、山間地で指定避難場所又は指定避難所までの距離が遠く、徒步による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区以外の住民等の対応

警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講じる。

(5) 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、強化地域か否かに関係なく、確実に実施されることが必要である。

ア 学校等

学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

イ 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の実情に合わせた安全施策を図る。

ウ 災害時危険地域居住者等

町は、土砂災害警戒区域等、老朽ため池下流の浸水危険箇所等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

第7節 消防・水防

【総務課、建設環境課、消防団】

1 方針

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水害及び混乱等に備える。

2 実施内容

(1) 消火対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、住民等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

(2) 水害予防

水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防等、留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- エ 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・町や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(3) 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理団体は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

第8節 交通対策

【総務課、建設環境課】

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制、鉄道の運行制限を実施する。

2 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上の必要な措置をとるとともに、報道機関に依頼し広報する。

イ 交通規制

交通の混乱や交通事故等の発生を防止するとともに、交通の安全と住民避難の円滑を図るため、町道における車両の走行を必要に応じて規制する。

ウ 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

a 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままでし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

b 避難のために車両は使用しない。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

町は、地震予知情報等発表前の段階から交通規制等の情報について情報提供とともに、旅行等を控えるよう要請を行う。

第9節 緊急輸送対策

【総務課、建設環境課】

1 方針

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続を定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

2 実施内容

(1) 緊急通行車両の確認

「一般対策計画 第3章 第6節 第1項 道路交通対策」を準用する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

町は、所有する車両等を準備、調達を行うが、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・斡旋を依頼する。

第10節 物資等の確保対策

【総務課】

1 方針

町は、関係機関の協力のもとに警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制整備を図る。

2 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 物資確保体制の整備

町は、警戒宣言時の避難者等の救護のための物資の確保、及び発災に備えて予想される被災者に対する救助物資等の円滑な調達を図るため、主な生産者、卸売業者、大型小売業者等の保有物資等についての在庫量を把握し、調達体制を整備するとともにこれらの業者等団体を通じ、または直接それらの業者等に対し、必要な物資等の保管及び放出準備の要請を行う。

イ 食料の確保

町は、警戒宣言の発令とともに、地震の発生に備え、備蓄物資等を確認し、協定等を締結している関係団体等と連絡を取り、食料調達体制の確認をするとともに食料の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段等の確保を図る。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

町は、警戒宣言時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等や食料の調達態勢を確認する。

第11節 保健衛生対策

【総務課、保健福祉課、建設環境課】

1 方針

町は、医療関係機関の協力のもとに、警戒宣言が発せられた場合、避難者等のうち病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

2 実施内容

(1) 医療・助産

ア 警戒宣言発令時対策の概要

医療機関は、警戒宣言が発令された場合、次の措置を講ずる。

- a 警戒宣言発令の周知徹底
- b 地震防災対策本部の設置、病院（診療所）の防災処置
- c 入院患者の安全対策
- d 救急患者を除く外来診療の中止
- e 医薬品、食料物資等の確保、医師の確保等の発災後への備え

イ 医療救護班の編成待機

県は、発災後町からの医療（助産）救護に関する協力要請に備えるため、県立病院に対する医療（助産）救護班の編成待機の指示、日本赤十字社岐阜県支部に対する医療（助産）救護班の編成待機の要請を行う。

ウ 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療用具及び血液の円滑な確保を図るため、必要な措置を講ずる。

(2) 清掃

町は、災害発生により生じるごみ、又は、し尿を収集運搬するため、清掃班の編成及び車両の確保について準備する。また、指定避難所に仮設トイレが設置できるように資機材の調達準備を行う。

(3) 防疫

町は、災害発生後の防疫活動に必要な防疫用資機材の整備点検及び防疫薬剤の在庫量の把握を行うとともに防疫活動に必要な車両の確保準備等を行う。

(4) 警戒宣言前からの準備的行動

ア 町は、救護所の開設準備を行う。

イ 病院は、耐震性に応じた患者の移送の措置又は検討若しくは準備を行う。

第12節 生活関連施設対策

【総務課、建設環境課、教育課】

1 方針

水道、電気、ガス、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及びその監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合は、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

2 実施内容

各機関の対応措置は以下のとおりとする。

機 関 等	対 応 措 置
電 気	継続して供給
水 道	〃
電 話	電話が輻輳した場合は一般通話を利用制限 緑色及び灰色の公衆電話は制限しない。 防災機関等の非常及び緊急電話・電報は最優先に確保 災害伝言ダイヤルの開設
警 察	警備本部を設置し、全職員が参集し、あらかじめ定められた交差点に無線警ら車を配置
学 校	登校前に、注意情報が発表された場合、休校とし、自宅待機 〃 警戒宣言が発令された場合、休校とし、自宅待機 登(下)校中に、注意情報が発表された場合、休校とし、帰宅措置 〃 警戒宣言が発令された場合、休校とし、帰宅措置 授業中に、注意情報が発表された場合、休校とし、帰宅措置 〃 警戒宣言が発令された場合、休校とし、帰宅措置
金 融	原則として平常どおり営業する。

第13節 帰宅困難者、滞留旅客に対する措置

【各課共通】

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に対する交通規制や鉄道の運行停止等により、県内に帰宅困難者や滞留旅客が発生することが予想されるため、具体的な交通規制の実施や鉄道の運行停止を踏まえて関係市町村等において対策を講じる。

2 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

町は、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、指定避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じる。

宿泊休養施設、運動施設等の管理者は、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

町、公共交通機関は、警戒宣言時の運行中止等の措置に関する広報を行う。また、鉄道折返し駅、観光地等の滞留者対策を確認する。

第14節 公共施設対策

【各課共通】

1 方針

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

2 実施内容

(1) 警戒宣言時対策

ア 道路

地震予知情報等が発表された場合、建設環境部は、人命の安全と交通の混乱を防止するため、他の道路管理者及び警察機関と連携のもとに、道路管理上必要な措置をとるとともに応急復旧用の資機材の在庫把握及び建設業者等に応急復旧の出動準備を要請する。

イ 河川

地震予知情報等が発表された場合、消防部は、他の河川管理者と連携のもとに、必要に応じて応急復旧に必要な資機材及び水防資機材の備蓄数量の確認及び点検を行うとともに、建設業者等に応急復旧の出動準備を要請する。

ウ 庁舎等重要公共施設

庁舎等重要公共施設の管理者は、災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすことになるので、その機能を果たすため、おおむね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請する。

a 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保

b 無線通信機器等通信手段の整備点検

c 緊急輸送車両その他車両の整備点検

d 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置

e その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置

f 飲料水の緊急貯水

g エレベーターの運行中止措置

h 出火防止措置及び初期消火準備措置

i 消防設備の点検

エ その他の公共施設

その他の公共施設について、その管理者は、必要に応じてそれぞれ緊急点検、巡視等を実施するほか被災防止措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材等の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事

業者に対し、出動準備態勢をとるよう要請する。

オ 工事中の建築物その他工作物又は施設

工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物その他工作物又は施設について、その管理者は必要に応じて工事の中止等の措置を講ずる。

特別の必要により、補強、落下防止等の措置を実施するものについては、作業員の安全に配慮する。

倒壊等により、近隣の住家等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対し注意を促すとともに、町に通報する。

(2) 警戒宣言前からの準備的行動

各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

第15節 大規模な地震に係る防災訓練

【各課共通】

1 方針

東海地震における事前及び応急対策、関係機関との調整の円滑化等を目的として、平時から防災訓練を実施する。

2 実施内容

(1) 防災訓練

町は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとし、少なくとも年1回以上実施する。

なお、防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。

(2) 訓練の検証

町は、東海地震の広域な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。

(3) 訓練の支援

町は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、県から必要な助言と支援を得る。

(4) 町の訓練

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

- ア 要員収集訓練及び本部運営訓練
- イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ 余震に関する情報等情報伝達訓練
- エ 車両による避難訓練

第16節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

【各課共通】

1 方針

町は、近隣市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施内容

(1) 町職員に対する教育

町は、地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含む。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

町は県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに住民等に対する教育に關し必要な助言を行う。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- ア 東海地震の予知に関する知識、東海地震に関連する情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 予想される地震に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報の入手方法
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策等の内容
- カ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- キ 避難生活に関する知識

- ク 平素住民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) その他の教育

- ア 児童、生徒に対する教育
- イ 防災上重要な施設管理者に対する教育
- ウ 自動車運転者に対する教育

(4) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるための必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第5章 南海トラフ地震に関する対策

第1節 総 則

【各課共通】

1 南海トラフ地震に関する対策の意義

「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、全県一体となった南海トラフ地震に対する防災体制の推進を図ることを目的とする。

2 南海トラフ地震に関する対策の性質

- (1) 「南海トラフ地震に関する対策」は、南海トラフ地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、町のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) 「南海トラフ地震に関する対策」中、推進地域に係る部分については、南海トラフ法第6条の規定に基づく推進計画とする。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「第1章 第2節 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

4 南海トラフ地震防災対策推進地域

本県における南海トラフ地震防災対策推進地域は、次のとおり指定されている。

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、
美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、
下呂市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、**加茂郡**、
可児郡の区域

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

【総務課、建設環境課】

1 方針

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ指定避難場所及び指定避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

2 実施内容

施設等の整備にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、「一般対策計画 第2章 第17節 まちの不燃化・耐震化」を準用する。

第3節 関係者との連携協力の確保

【各課共通】

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- イ 町は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し、応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をする。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、白川町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に関する応援要請

「一般対策計画 第3章 第4節 自衛隊災害派遣要請」及び「一般対策計画 第3章 第5節 災害応援要請」を準用する。

3 帰宅困難者への対応

- ア 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒步帰宅の抑制対策を進める。
 - イ 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。
 - ウ 町は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、県、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図る。
- 「一般対策計画 第3章 第22節 帰宅困難者対策」を準用する。

4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、町は、県、大学、研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

【各課共通】

1 趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定める。

2 趣旨

町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討する。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動をとることを基本とする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認するなど警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なところにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

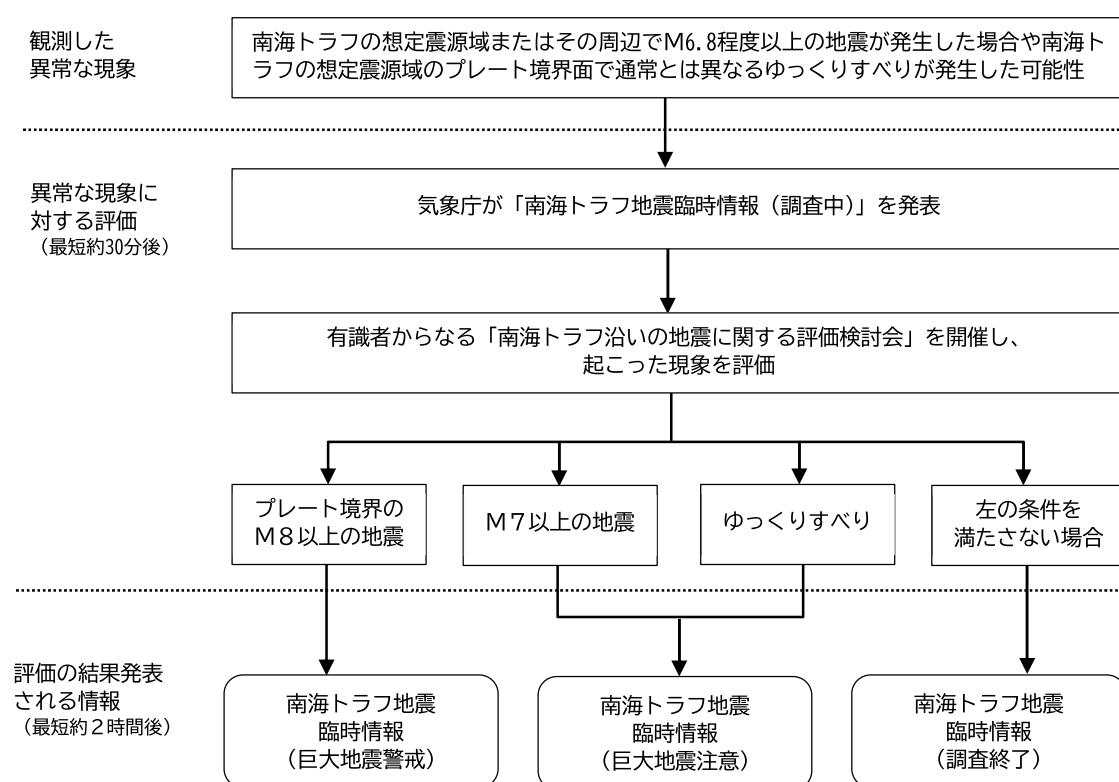
3 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

【南海トラフ地震臨時情報の種類】

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすばりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



4 防災対応をとるべき期間

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすばり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

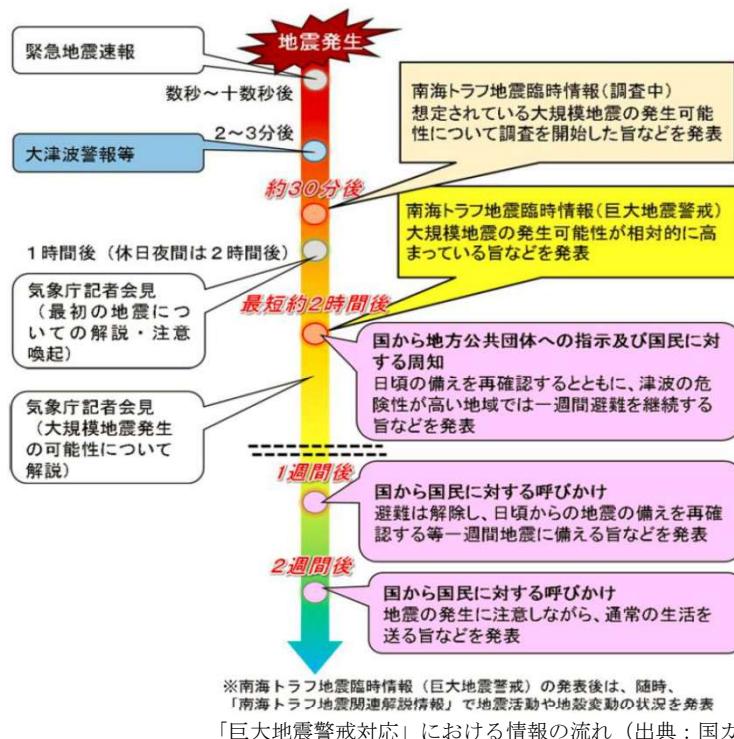
また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの

沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。) が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

【南海トラフ地震臨時情報の種類】

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まつたと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
大規模地震発生まで			

【巨大地震警戒対応における情報の流れ】



第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

【各課共通】

1 町及び県の体制

町及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとる。

ただし、町内で地震が発生し、町災害対策本部が設置されている場合は、既に設置している体制で対応にあたる。

【町及び県の防災体制等】

情報名	県の防災体制等	町の防災体制等
南海トラフ地震 臨時情報 (調査中)	危機管理部は、情報を受けた時点で、 府内各部局、市町村及び県事務所に対する 連絡等、所要の準備を開始	防災担当部局は、県からの情報を受けた 時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	<p>災害対策本部</p> <p>＜構成＞</p> <p>本部長：知事 メンバー：副本部長（副知事）、本部員</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部長から市町村長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達 ・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>災害対策本部</p> <p>＜構成＞</p> <p>本部長：町長 メンバー：本部員</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	<p>岐阜県災害警戒会議</p> <p>＜構成＞</p> <p>トップ：危機管理部長 メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長</p> <p>※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認 	<p>白川町災害警戒会議（仮称）</p> <p>＜構成＞</p> <p>トップ：防災対策監 メンバー：各部主管課長、防災チーフ ※必要に応じ、副本部長が出席</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部局における対応状況の確認】 ・情報収集・連絡体制の確認 ・所管する防災上重要な施設等の点検 ・地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震 臨時情報 (調査終了)	危機管理部は、府内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有	防災担当部局は、関係部局と情報共有

2 運営等

町は、町災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておく。

第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

【各課共通】

1 方針

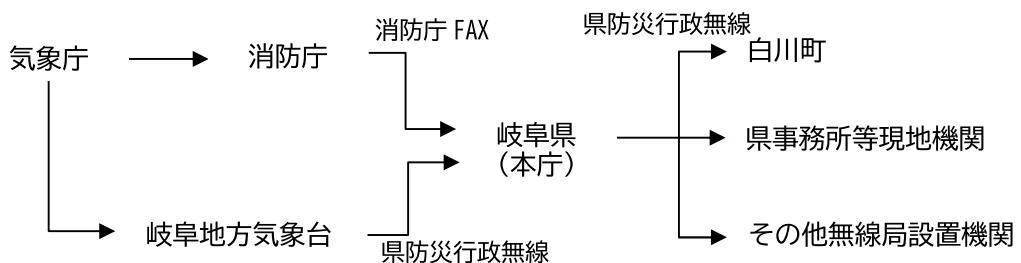
南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保する。

外国人に対しては、ホームページやSNSなど様々な手段を活用するとともに、外国人防災リーダーや通訳者、通訳ボランティア等の協力を得るよう努める。

町は、「南海トラフ地震臨時情報」について、住民への周知を図り、その認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。

ウ 住民等への伝達内容

町は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（次表参照）を併せて示す。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知する。

【具体的にとるべき行動】

南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけなど
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	発表時	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけなど
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> 地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけなど

エ 問い合わせ窓口

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておく。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 発表時の災害応急対策

【各課共通】

第1項 避難対策

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本町における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

2 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イを基本とし、町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施する。ただし、町固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加する。

ア 急傾斜地等における土砂災害

町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、事前の避難を促すなど適切な措置を講じる。

町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努める。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよ

う周知する。

(2) 避難先の確保、避難所の運営

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保する。

町は、避難者の受入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づける。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知する。

- ア 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること
- イ 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること
- ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- エ 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じる。

第2項 関係機関のとるべき措置

1 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

2 実施内容

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定める。

町は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じる。

- ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達
- イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達
- ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報
- エ 自主防災組織等の活動に対する指導
- オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達
- キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備
- ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 発表時の災害応急対策

【各課共通】

1 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2 実施内容

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認するなどの防災対応をとる旨を呼びかける。

町自らが管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第9節 防災訓練

【各課共通】

1 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平時から防災訓練を実施する。

2 実施内容

(1) 防災訓練

町は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練など、南海トラフ地震を想定した訓練を各種訓練に組み込むものとし、少なくとも年1回以上実施する。

防災訓練の実施にあたっては、地域住民等の参加を得て、南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関と連携して、情報伝達訓練など実践的に行う。

- ア 動員訓練及び本部運営訓練
- イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
- ウ 警備及び交通規制訓練

(2) 訓練の検証

町は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。

(3) 訓練の支援

町は、自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し、県から必要な助言と支援を得る。

(4) その他

その他必要な事項は、「一般対策計画 第2章 第3節 防災訓練」を準用する。

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

【総務課】

1 方針

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2 実施内容

(1) 町職員に対する教育

町は、総務を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含む。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震防災対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- ウ 地震等に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容
- キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 地域住民等が実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- サ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第6章 地震災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

「一般対策計画 第4章 第1節 復旧・復興体制の整備」を準用する。

第2節 公共施設等災害復旧事業

「一般対策計画 第4章 第2節 公共施設等災害復旧事業」を準用する。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、

事業からの暴力団排除

「一般対策計画 第4章 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除」を準用する。

第4節 被災者の生活確保

「一般対策計画 第4章 第4節 被災者の生活確保」を準用する。

第5節 被災中小企業の振興

「一般対策計画 第4章 第5節 被災中小企業の振興」を準用する。

第6節 農林業関係者への融資

「一般対策計画 第4章 第5節 被災中小企業の振興」を準用する。

白川町地域防災計画
【地震対策計画】

令和8年〇月

発 行 白川町防災会議
編 集 白川町総務課

〒509-1192
岐阜県加茂郡白川町河岐 1705-2
TEL 0574-72-1311
FAX 0574-72-1317
URL <https://www.town.shirakawa.lg.jp>